

厚生労働省発雇均 0127 第2号

令和3年1月27日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「行動計画策定指針の一部を改正する告示案要綱（一般事業主行動計画に係る部分）」について、貴会の意見を求める。

(別紙)

行動計画策定指針の一部を改正する告示案要綱（一般事業主行動計画に係る部分）

第一 一般事業主行動計画の内容に関する事項の改正

一 子どもの看護のための休暇の措置

子どもの看護のための休暇の措置について、始業の時刻から連続せず、かつ、終業の時刻まで連続しない時間単位での取得を認める等の弾力的な利用が可能となるような制度等より利用しやすい制度を導入することを一般事業主行動計画の内容に盛り込むことが望ましいこと。

二 不妊治療を受ける労働者に配慮した措置

次に掲げる不妊治療を受ける労働者に配慮した措置を一般事業主行動計画の内容に盛り込むことが望ましいこと。

(一) 不妊治療のために利用することができる休暇制度、年次有給休暇の半日単位の付与や時間単位付与制度、所定外労働の制限、始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度、フレックスタイム制、短時間勤務制度、テレワークの導入その他の措置を講ずること。

(二) (一)の措置を講ずる場合、不妊治療と仕事の両立の推進に関する取組体制を整備し、その雇用する労

働者のニーズを把握するための調査を行い、その結果を踏まえた措置を講ずるとともに、企業の方針や休暇制度等の労働者に対する周知や社内における理解促進のための取組、担当者による相談対応等を併せて行うことが望ましいこと。

- (三) プライバシー保護の観点から、労働者の不妊治療等の機微な個人情報の取扱いに十分留意することが必要であること。

第二 適用期日

この告示は、令和三年四月一日から適用すること。